

豊川市監査公表第29号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成26年8月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	野 本 逸 郎
同職務執行者	戸 苅 敏

監査結果に基づく措置通知書（市民病院医事課）

監査実施期間 平成26年2月 4日から  
平成26年3月19日まで

豊川監査公表第20号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 特別滞納整理期間における診療報酬等の収納事務を、現金取扱員16人が8班体制で2つの現金取扱員印を共用して実施しているため、責任の所在を明確にするため、その事務を取扱う職員の現金取扱員印の配備について検討されたい。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 総合受付及び救急センターの各窓口で、私人に診療報酬等の公金収納事務を委託しているが、その事務の領収印に現金取扱員印を使用しているため、私人用の領収印を作成されたい。</p>	<p>1 特別滞納整理期間における診療報酬等の収納事務を、現金取扱員16人が8班体制で2つの現金取扱員印を共用して実施していたが、8班全てに現金取扱員の辞令を受けた医事課職員の配置と現金取扱員印の配備を行い、責任の所在を明確化した。</p> <p>1 平成26年4月1日付けで「豊川市民病院事業に係る医事等業務委託業務で使用する領収印取扱要領」を制定した。 同要領に基づいて、診療報酬等の公金事務を委託している㈱ソラストが使用するための領収印を作成し、公金事務の改善を図った。</p>

(注) 上表の措置状況1番は、平成26年7月22日現在のものである。